

平成26年度策定予定計画について

資料5
福祉保健部

計画の名称	計画の根拠等	計画の概要
大分県地域福祉基本計画(仮称)	<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉法に基づく地域福祉支援計画 ・地域福祉及びユニバーサルデザイン推進の基本指針 ・計画期間:平成27年度～31年度 	<p>「孤立ゼロ社会」の実現を目指して、人口の減少に立ち向かい、地域力を結集し、自助・共助・公助の連動による「地域のつながり」の再構築に向けた県の取組を定める。</p> <p>【基本理念、施策の基本的方向(案)】</p> <p>○誰もがどこでも個人として尊重され、人と人とのつながりを感じる ことのできる地域社会の実現</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 地域福祉の推進を担う主体との協働・支援 2 地域福祉を支える人づくり 3 地域づくりを支える多様な資源の充実・強化
おおいた子ども・子育て応援プラン(第3期計画)(仮称)	<ul style="list-style-type: none"> ・「次世代育成支援対策推進法」に基づく県行動計画 ・「子ども・子育て支援法」に基づく県子ども・子育て支援事業支援計画 ・計画期間:平成27年度～31年度 	<p>次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される社会の形成に資するため次世代育成支援対策を迅速かつ重点的に推進する。</p> <p>【概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・めざす姿「一人一人の子どもが健やかに成長することができる社会」 ・基本目標「子育て満足度日本一の実現」 ・基本姿勢「子どもの育ちの支援」、「子育ての支援」 ・基本施策「子どもの成長と子育てをみんなで支える意識づくり」等7項目 ・評価「効果に関するアウトカム指標」、「個別事業ごとのアウトプット指標」

計画の名称	計画の根拠等	計画の概要
<p>豊の国ゴールドプラン21(大分県老人福祉計画・介護保険事業支援計画) 〈第6期〉(仮称)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・老人福祉法及び介護保険法に基づき、県の高齢者福祉施策の基本方針を示す「老人福祉計画」と、市町村の介護保険事業の実施を支援する「介護保険事業支援計画」を一体のものとした「豊の国ゴールドプラン21」を平成12年度に策定 ・同プランは3年ごとに見直すこととされていることから、本年度、現行の第5期計画の見直しを行い、第6期計画を策定 ・計画期間：平成27年度～29年度 	<p>団塊の世代が全て後期高齢者となる2025年(平成37年)を見据えた中長期的な視点での施策展開が必要。 第5期計画で開始した地域包括ケアシステム構築のための取組を承継・発展させるとともに、在宅医療・介護連携等の取組を本格化させていく。</p> <p>【第6期計画のポイント(制度改正等)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○在宅医療・介護連携の推進 ○認知症施策の推進 ○介護予防の推進 ○生活支援サービスの充実 ○介護人材の確保 <p>【県計画の基本理念、基本施策(案)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○高齢者が生きがいを持って、健康で、安心して暮らせる地域づくりの推進 ～地域包括ケアシステムの構築～ 1 生きがいづくりと社会参加の推進 2 健康づくりと介護予防の推進 3 安心して暮らせる介護基盤づくりの推進
<p>大分県障がい福祉計画 〈第4期〉(仮称)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者総合支援法に基づき、障害福祉サービスや相談支援等の提供体制の確保に係る目標等を定めた具体的な実施計画として平成19年3月に策定 ・本計画は3年ごとに見直すこととされていることから、本年度、現行の第3期計画の見直しを行い、第4期計画を策定 ・計画期間：平成27年度～29年度 	<p>障がい者の地域移行の促進や、就労支援、地域生活を支援するため、平成29年度末の成果目標を設定し、取組を進める。 また、成果目標達成のために、平成27年度から29年度までの障がい福祉サービスや相談支援等について具体的施策と活動指標を定める。</p> <p>【主な成果目標(案)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・福祉施設、精神科病院から地域生活への移行促進 ・福祉施設から一般就労への移行推進 ・就労支援事業の利用者増 ・地域生活支援拠点等の整備

計画の名称	計画の根拠等	計画の概要
<p>大分県ひとり親家庭等自立促進計画 〈第3次計画〉(仮称)</p>	<p>・「母子及び寡婦福祉法」に基づき、ひとり親家庭等の生活の安定と向上を目的とした施策を総合的、計画的に進めるため、平成17年3月に策定</p> <p>・本計画は5年ごとに見直すこととされていることから、本年度、現行の第2次計画の見直しを行い、第3次計画を策定</p> <p>・計画期間：平成27年度～31年度</p>	<p>ひとり親家庭等の生活の安定と向上に向けて、4つの基本的な柱を中心により一層充実したきめ細かな施策を展開する総合的な計画を策定する。</p> <p>【基本的な柱】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 子育て・生活支援 2 就業支援 3 経済的支援 4 養育費確保支援
<p>大分県子どもの貧困対策計画(仮称)</p>	<p>・平成25年6月に成立、本年1月に施行された「子どもの貧困対策の推進に関する法律」に基づいて策定する計画</p> <p>・子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的に策定</p> <p>・計画期間：未定</p>	<p>現在、国では、本年7月を目途に策定する「子どもの貧困対策に関する大綱」について検討している。この大綱を踏まえて、県の計画を策定する。</p>

「大分県地域福祉基本計画（仮称）」の策定について

○ 計画の位置付け

1. 社会福祉法第108条に基づく地域福祉支援計画
2. 大分県長期総合計画の部門計画としての地域福祉の基本指針
3. ユニバーサルデザイン推進の基本指針

○ 計画期間

5年間
(平成27～31年度)

○ 背景と課題

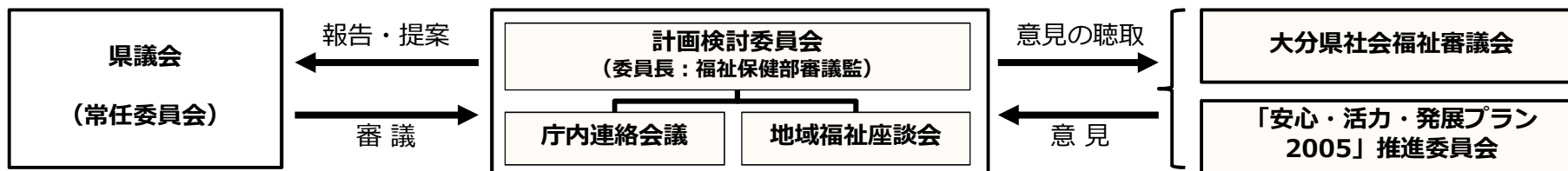
社会や県民意識の動向

- ・ 少子高齢化の進行に伴う人口減少社会の到来
- ・ 物より心の豊かさを求める県民の考え方
- ・ 北部九州豪雨災害の経験から求められる地域力の更なる向上 等

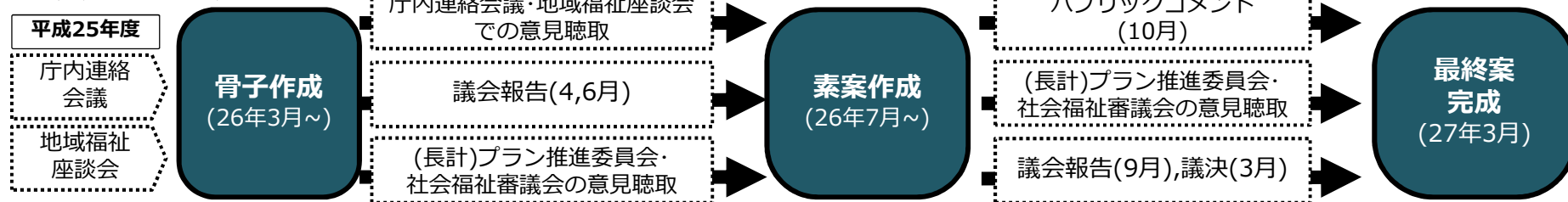
地域福祉座談会で出された課題

- ・ 地域福祉の核となる人材の不足(特に後継者)
- ・ 生活に困難を抱える人々の自立と尊厳を支える資源の不足
- ・ 市町村,社協,振興局等の情報共有の場の不足 等

○ 策定体制



○ スケジュール



「大分県地域福祉基本計画 ～孤立ゼロ社会の実現を目指して～」(仮称)の骨子案

1 計画の趣旨

「孤立ゼロ社会」の実現を目指して、人口の減少に立ち向かい、地域力を結集し、自助・共助・公助の連動による「地域のつながり」の再構築に向けた県の取組を定める計画。

2 基本理念

誰もがどこでも個人として尊重され、人と人とのつながりを感じることができる地域社会の実現

3 施策の基本的方向(3本の柱)

孤立ゼロ社会の実現

(1) 地域福祉の推進を担う主体との協働・支援

① 地域住民と関係機関・団体の役割・支援

② 地域特性を踏まえた市町村との協働

(2) 地域福祉を支える人づくり

① 地域福祉の核となる人材の確保・育成

② 活動の場の充実

(3) 地域づくりを支える多様な資源の充実・強化

① 県民の共生意識の醸成と行動の喚起

② 共に支え合う地域力の向上

③ 公的サービスの充実

おおいた子ども・子育て応援プラン（第3期計画）の策定について

根拠となる法律等

- ・「次世代育成支援対策推進法」第9条に基づく都道府県行動計画
- ・「子ども・子育て支援法」第62条に基づく都道府県子ども・子育て支援事業支援計画

計画期間

平成27年度～平成31年度
（5年計画）
※29年度計画見直し

計画策定のポイント（背景・趣旨）

①次世代育成支援対策推進法に基づく県行動計画

本プランは、次世代育成支援対策推進法に基づく計画であり、「子育て満足度日本一」を掲げる本県として計画を改定して、引き続き、集中的な取組を行う。

②子ども・子育て支援法に基づく県計画

国の定める基本指針に則して、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画を定める。

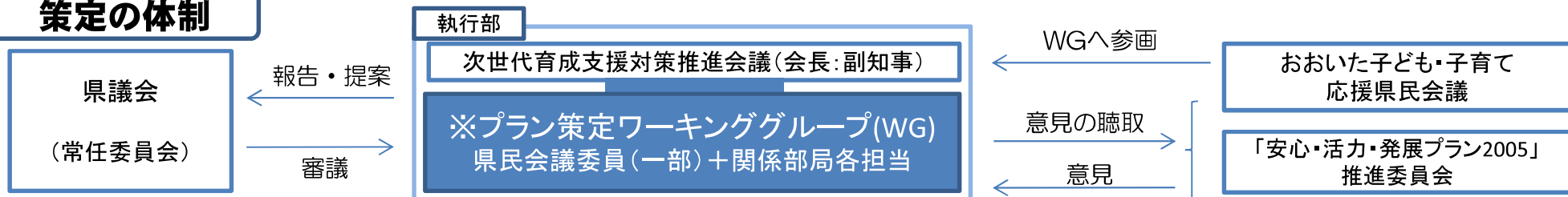
③県長期総合計画の部門計画

「安心・活力・発展プラン2005」推進委員から意見を聴くなど、長期計画と一体となって推進を図る。

④進捗管理の強化（指標の見直し）

- 個別事業ごとの評価
他の県計画と調和を取りつつ目標とすべき指標を見直す。
- 総合的な評価指標
全国的な位置付けなどに配慮しつつ進捗管理を行う。

策定の体制



策定のスケジュール（予定）



おおいた子ども・子育て応援プラン(第3期計画)(仮称)の骨子(案)

めざす姿

一人一人の子どもが健やかに成長することができる社会

具 体 像

- ①地域に支えられながら、安心して子育てをすることができる
- ②必要なときに子育て支援サービスを利用することができる
- ③親と子どもが十分に向き合うときを持ち、お互いに喜びを感じることができる
- ④希望する人が家庭を築き、子どもを持つことができる
- ⑤かけがえのない個性ある存在として、自己肯定感を持って育つことができる

基本目標

子育て満足度日本一の実現

基本姿勢

子どもの育ちの支援

子育ての支援

基本施策

1 子どもの成長と子育てをみんなで支える意識づくり

2 地域における子育ての支援

3 子育ても仕事もしやすい環境づくり

4 きめ細かな対応が必要な子どもと親への支援

5 子どもが健やかに生まれ育つ環境づくり

6 子どもの生きる力をはぐくむ教育の推進

7 子どもにとって安全・安心なまちづくり

評価体系

アウトカム指標による評価
(レーダーチャート)

アウトプット指標による評価
(個別事業評価)